

令和3年4月1日  
生食発0401第15号  
2食産第6500号

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
厚生労働省各地方厚生局長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
(公印省略)  
農林水産省食料産業局長  
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国からインド、インドネシア、シンガポール、マレーシア及びメキシコ向けに輸出する畜水産食品又は水産食品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙 IN-S1「インド向け輸出水産食品の取扱要綱」、別紙 ID-S1「インドネシア向け輸出水産食品の取扱要綱」、別紙 SG-S1「シンガポール向け輸出水産食品の取扱要綱」、別紙 MY-S1「マレーシア向け輸出畜水産食品の取扱要綱」及び別紙 MX-S1「メキシコ向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

インド、マレーシア及びメキシコ向け畜水産食品又は水産食品については、今般、各国政府と協議を行った結果、現在地方厚生局又は都道府県等衛生部局で実施している衛生証明書の発行及び適合施設の認定を農林水産省等において実施することで合意しました。これを受け、別紙 IN-S1「インド向け輸出水産食品の

取扱要綱」、別紙 MY-S1「マレーシア向け輸出畜水産食品の取扱要綱」及び別紙 MX-S1「メキシコ向け輸出水産食品の取扱要綱」について下記のとおり所要の改正を行いました。

なお、インド向け輸出水産食品の取扱施設として令和3年3月31日までに認定された適合施設については、改正した取扱要綱に基づき認定された適合施設とみなすこととします。

インドネシア向け輸出水産食品については、今般、生鮮水産食品の輸出に係る手続について、インドネシア政府との協議が調ったこと等を受け、別紙 ID-S1「インドネシア向け輸出水産食品の取扱要綱」について下記のとおり所要の改正を行いました。

シンガポール向け水産食品については、今般、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号。以下「施行規則」という。）が改正され、区域指定農林水産物等の種類に「シンガポール向け二枚貝」が追加されたことを受け、別紙 SG-S1「シンガポール向け輸出水産食品の取扱要綱」の「1. 目的」に施行規則の根拠規定を追記する改正を行いました。

本改正につきまして、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

## 記

### 1 手続規程の別表に下記の変更を行ったこと。

変更箇所	変更内容
別表1 インド 輸出証明書の発行(法第15条第1項) 適合施設の認定(法第17条第1項)	以下の修正 (旧) 水産食品(別紙 IN-S1)(厚) (新) 水産食品(別紙 IN-S1)(農)
別表1 マレーシア 輸出証明書の発行(法第15条第1項)	以下を追加 畜水産食品(別紙 MY-S1)(農)
別表1 メキシコ 輸出証明書の発行(法第15条第1項)	以下の修正 (旧) 水産食品(別紙 MX-S1)(厚) (新) 水産食品(別紙 MX-S1)(農)
別表2 インド 輸出証明書の発行(法第15条第2項) 適合施設の認定(法第17条第2項)	以下を削除 水産食品(別紙 IN-S1)(厚)

別表2 マレーシア 輸出証明書の発行(法第15条第2項)	以下を削除 畜水産食品(別紙MY-S1)(厚)
別表2 メキシコ 輸出証明書の発行(法第15条第2項)	以下を削除 水産食品(別紙MX-S1)(厚)

2 手続規程の別紙に下記の変更を行ったこと。

変更箇所	変更内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>別紙 IN-S1「インド向け輸出水産食品の取扱要綱」</li> <li>別紙 MY-S1「マレーシア向け輸出水産食品の取扱要綱」</li> <li>別紙 MX-S1「メキシコ向け輸出水産食品の取扱要綱」</li> </ul>	<p>本文について、地方厚生局及び都道府県等衛生部局による手続を削除し、農林水産省食料産業局輸出先国規制対策課及び地方農政局による手続を新たに規定。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>別紙 ID-S1「インドネシア向け輸出水産食品の取扱要綱」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本文4(2) 生鮮の輸出水産食品であって、衛生証明書の発行日と当該水産食品の到着日が同一日とならざるを得ない場合に、PDF形式の衛生証明書を発行する手続を規定</li> <li>別紙様式5 輸出者の利便性向上のため、一度に複数魚種を輸出する場合に各魚種の英名、学名、最終加工した認定施設の情報等を一覧にするための様式を追加</li> <li>別添3 輸出者の利便性向上のため、輸出者が官能検査の検証を行う際、施設認定申請先以外の証明書発行機関が実施する官能検査を受検することを可能とする</li> <li>その他所要の改正</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>別紙 SG-S1「シンガポール向け輸出水産食品の取扱要綱」</li> </ul>	<p>本文1 施行規則の根拠規定を追記</p>